

ID: 275

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第12条の規定による。 (建設に要する費用の補助) 第12条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日